

総務委員会会議録

日時 平成31年3月12日(火) 開会時間 午後1時00分
閉会時間 午後3時50分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 水岸 富美男
副委員長 渡辺 淳也
委員 皆川 巖 渡辺 英機 浅川 力三 白壁 賢一
佐藤 茂樹 飯島 修

委員欠席者 河西 敏郎

説明のため出席した者

総務部長 鈴木 康之 防災局長 若林 一紀 会計管理者 樋川 昇
人事委員会委員長職務代理者 井出 與五右衛門 代表監査委員 佐藤 佳臣
選挙管理委員会委員長 中込 まさ彦
総務部理事 森田 貴夫 総務部次長(防災局次長兼職) 神宮司 易
総務部次長(人事課長事務取扱) 村松 稔
職員厚生課長 田辺 由加里 財政課長 宮崎 正志 税務課長 今井 幸一
財産管理課長 雨宮 利之 行政経営管理課長 石原 洋人
市町村課長 小田切 三男 情報政策課長 渡邊 雅人
防災局次長(防災危機管理課長事務取扱) 小澤 祐樹 消防保安課長 西川 秀之
出納局次長(会計課長事務取扱) 平塚 幸美 管理課長 佐久間 浩之
工事検査課長 丸山 裕司
人事委員会事務局長 清水 正 人事委員会事務局次長 三井 勉
監査委員事務局長 丹澤 尚人 監査委員事務局次長 内田 不二夫
議会事務局次長(総務課長事務取扱) 高野 雄司

議題 (付託案件)

(平成31年度関係)

- 第 1 号 山梨県行政機関等の設置に関する条例等中改正の件
- 第 2 号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第 3 号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件
- 第 7 号 山梨県市町村振興資金条例中改正の件
- 第 16 号 山梨県行政財産使用料条例中改正の件
- 第 26 号 平成31年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用
- 第 28 号 平成31年度山梨県災害救助基金特別会計予算
- 第 31 号 平成31年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

- 第 32 号 平成 31 年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第 33 号 平成 31 年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第 37 号 平成 31 年度山梨県公債管理特別会計予算

(平成 30 年度関係)

- 第 51 号 平成 30 年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 3 条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第 4 条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第 5 条地方債の補正
- 第 54 号 平成 30 年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算
- 第 55 号 平成 30 年度山梨県県税証紙特別会計補正予算
- 第 56 号 平成 30 年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第 59 号 平成 30 年度山梨県公債管理特別会計補正予算

請願第 30-9 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第 30-9 号については採否を留保すべきものと決定した。

審査の概要 午後 1 時 00 分から午後 3 時 07 分まで、途中休憩を挟み、午後 3 時 20 分から午後 3 時 50 分まで、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

※第 1 号 山梨県行政機関等の設置に関する条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 2 号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑

渡辺（淳）副委員長 御説明を伺っておりますと、この条例の改正は大きく 2 つに分かれていると理解しておりますが、1 つは甲府市が中核市に移行するに当たっての改正点、もう 1 つがそれ以外のものということでありましてけれども、行政が身近な

市町村によって行われていくことは、大変結構なことだと私も思っておりますので、その観点から幾つかお伺いしたいと思います。

まずは、説明の中にありましたように、甲府市の中核市への移行以外の部分で、県が選定した候補のうち、市町村が希望したものについて移譲していくということで説明がありましたけれども、その場合に、市町村との協議というものは必要になるのか、お伺いしたいと思います。

小田切市町村課長 協議は必要となります。市町村へ事務を移譲する場合に、あらかじめ市町村と協議をすることが地方自治法で定められております。県は移譲事務に関する説明会を開催しまして、市町村担当者への理解や合意を得ながら、協議を進めています。

渡辺（淳）副委員長 わかりました。では、県が選定して、市町村がそれを希望すれば順次移譲していくという形になると理解いたしました。

それでは、今後、さらに基礎自治体に対して権限を移譲していくことが望ましいと考えているんですけれども、そういった推進については、今後どのように考えていくのか、お伺いいたします。

小田切市町村課長 市町村への事務受け入れを進めていくために、市町村への事務説明会や、あと事務所管課の市町村訪問などによりまして、事務の移譲によります行政の効率化や、住民サービス等の向上の効果を市町村に伝え、積極的な働きかけをこれからも行っていきたいと考えております。

渡辺（淳）副委員長 ぜひ住民サービスの向上、身近なところに身近な相談ができるような体制が順次整備されていくように、市町村でできるものについては県から事務の移譲をしていっていただきたいと思います。

最後に、甲府市が中核市に移行するまで、もうあと残り一月もないと思うんですけれども、移行の準備が順調に進んでいるのかどうか、お伺いして終わります。

小田切市町村課長 甲府市のほうでも保健所設置条例の制定など、必要な市の条例の整備を現在進めているところでございます。また、移譲事務を所管しております県及び甲府市の各部署間でも、円滑な事務移譲に向けた準備は順調に進んでおります。

なお、事務の引き継ぎに当たりましては、事務マニュアルといった引き継ぎ書を使っての説明と、担当者間同士ではノウハウとかコツといったものも合わせて引き継ぎまして、これまでの水準が維持されるように配慮して進めているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 3 号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件

質疑

佐藤委員 それでは、職員の心身の健康保持のためということでございますが、幾つかお伺いをさせていただきます。時間外勤務の状況は、具体的にどのようなことになっているのかお伺いします。

村松総務部次長 時間外勤務の状況でございますが、平成29年度の状況についてご説明申し上げます。職員1人当たりの月平均の時間でございますけれども、10.4時間ということでございます。また今後上限規制ということでございますが、月45時間を1度でも超えたことがある職員数につきましては、568名となっております。職員の21.9%という状況でございます。事由といたしますと、災害の配備でありますとか、会計検査の対応といったようなことによるものでございます。また、年間360時間を超えた職員数につきましては、279人となっております。割合にして10.8%。それから月45時間超と同様に、事由といたしますと、災害対応や会計検査の対応ということでございます。以上でございます。

佐藤委員 時間外勤務の縮減に向けて、どのような対応をこれから図っていくのか、お伺いします。

村松総務部次長 時間外勤務の縮減に向けた取り組みでございますけれども、基本的には8時半から5時15分という基本となる勤務時間がございますので、この時間内に業務を行うということが基本でございますが、緊急の場合、最小限の範囲内で行われるべきものだとすることを、職員全体、県庁全体にも周知をいたしまして、時間外勤務につきましては、あらかじめ所属長に申請をして、所属長がその必要性等をよく考えて命令を行うという手続きを徹底するというところをしております。

また、こういった手続的なところと合わせまして、時間を効率的に使うという意識を職員全体が持つということ、そのために必要な工夫、働き方の見直しというものをやっていくということが大変重要になると思っております。まずは所属長が意識を改めまして、できるだけ時間外をしなくても済むような指示でありますとか、資料の作成方法、そういう具体的な指示を行うといったことを励行しております。

その上で、所属長のマネジメントによりまして業務の計画的な執行、あるいは事務事業の見直しということを行内全体で進めていくことによりまして、業務量の削減、効率的な業務執行に努めているところでございます。

佐藤委員 今のお話の中で、所属長にあらかじめ申請をするということなんですが、具体的にはいつの時点で申請をされるのか、5時15分間際なのか、あるいはお昼ぐらいに今日は時間外になりそうだなとかという部分ですか。いつの時点で判断して、いつの時点で許可されるのか、具体的にお答えいただけますか。

村松総務部次長 基本的には5時15分前に申請をして、その内容について必要性を判断した上で命令を行うということが基本でございます。

佐藤委員 所属長とは、直属の上司なのか、課長なのか、あるいは次長、部長などあると思いますが、その時点で不在だった場合はどうなりますか。

村松総務次長 最終的には所属長が各所属の責任者ということになりますけれども、それを

補完する総括課長補佐、あるいは担当補佐という管理的な職員がおりますので、ケースバイケースで、その辺は柔軟に対応しております。

佐藤委員 では、時間外勤務につきまして、どのようなことを人事委員会規則で決めるのかをお伺いいたします。

三井人事委員会事務局次長 本条例改正の趣旨にのっとりまして、労働基準法及び人事院規則の改正内容に準じまして、職員に時間外勤務を命ずる場合の上限時間を定めるものでございます。現在、他県とも情報交換する中で準備を進めているところでございますが、今後、人事委員会事務局において、各任命権者と協議する中で規則案を作成し、人事委員会で審議していただくこととしております。

なお、この準拠する国家公務員に適用される人事院規則の内容でございます。先ほど総務部次長から説明がございましたが、職員に時間外勤務を命ずる場合には必要最小限とすること、また一般業務を行う職員の勤務時間外の上限、また他律的な業務に従事する職員の上限、これに加えて、大規模災害への対処などについては、特例業務として、この業務に従事する職員には上限時間の規定は適用しないということとし、上限時間を超えて時間外勤務の命令を行った場合には、要因の整理、分析、検証を行わなければならないという規定になっているところでございます。

以上でございます。

佐藤委員 過労死などにはならないように、ぜひとも気配りをしていただきまして、またメンタルヘルスの部分も含めて、職員に寄り添った形で行っていただきたいと思っております。ぜひとも過労死がないようお願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 7 号 山梨県市町村振興資金条例中改正の件

質疑

佐藤委員 それでは、リニア中央新幹線の建設に伴うものということで、沿線市町の財政負担を軽減するための条例改正のようですが、幾つかお伺いいたします。

地域コミュニティとか利便性向上というお話がございましたが、貸付額は1件当たりお幾らぐらいになるのでしょうか。

小田切市町村課長 対象となります公共施設は、小学校や公園などがございますが、基本的な移転補償はJRが行うものの、住民の利便性を向上させるようなグレードアップ部分につきましては、当資金の貸付対象としております。1件当たりの貸付金額は、約1億円程度になる案件が多くございます。これに対しまして、他の振興資金につきましては、昨年度の場合1件当たり平均で850万円程度という状態でございます。

佐藤委員 10年以内という償還期限を、15年や30年ではなく20年としたのは、

具体的にはどういう理由からなのでしょう。

小田切市町村課長 地方債の償還期限につきましては、地方財政法によりまして、その施設の耐用年数を超えてはならないと定められております。耐用年数につきましては減価償却資産の耐用年数等に関する省令というものがございまして、そこに基きまして、財政融資資金など公的資金の規定等でございましたら施設ごとに償還期限を定めているところでございます。具体的に申し上げますと、例えば道路や社会福祉施設であれば20年だとか、義務教育施設では25年といったところでございます。これらを参考に、沿線市町の財政負担をより軽減するために、耐用年数を超えない範囲内で、償還期限を20年としたところでございます。

佐藤委員 平成29年4月に、リニア中央新幹線の建設を促進するために創設されたということで、平成31年、今になって償還期限を延長するという改正ですが、これは当初から考えられたことなのか、それとも最近あらわれたものなのか、いかがでしょうか。

小田切市町村課長 実は、当初は想定しておりませんでした。市町村振興資金は他の補助事業だとか、あと地方債などで措置できない、本県独自の資金手当てとしまして、従前より償還期限は10年ということで進めてきたわけなんですけど、今回もその考えを踏襲をして当初は考えておりました。

しかしながら、リニア中央新幹線や中部横断自動車道など、本県を取り巻く環境変化に伴う行政経費が、各市町村におきましても増大する中で、該当します沿線の市町のほうから、償還期限の長期化によります財政負担の平準化を求める要望があったことなどを勘案しまして、今回改正をすることといたしました。

佐藤委員 もし差し支えなければ、具体的な対象の市町をお伺いできたらと思います。

小田切市町村課長 このリニア沿線地域活性化支援事業資金につきましては、リニア沿線9市町が対象となっております。具体的に申し上げますと、上野原市、都留市、大月市、笛吹市、甲府市、中央市、南アルプス市、富士川町、早川町といった9市町でございます。この市町村振興資金につきましては、別メニューでリニア実験線のときの貸付というものもまた別途ありまして、リニア実験線のときの貸付で、上野原市や都留市などにつきましては、おおむね施設整備的などところは済んでいますので、主に現在対象となっておりますところが甲府市、中央市、南アルプス市、富士川町といったところになるかと思っております。

佐藤委員 これはある意味で、市町のほうから要望があったものなのか、県、当局として寄り添う形で市町に対してそういう配慮をしているのか、どういう形なのでしょう。それだけお答えいただけますか。

小田切市町村課長 基本的に、市町からの要望を勘案しまして、県のほうで配慮し、20年に延長して償還の平準化をしたほうがよいのではないかと判断したわけでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 16 号 山梨県行政財産使用料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 26 号 平成31年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

(被災者生活再建支援基金出捐金について)

渡辺(英)委員 課別説明書の防の3、被災者生活再建支援基金出捐金3億6,000万円余りが載っておりますけれども、自然災害により著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援基金を支給するための基金ということで出ております。この被災者生活再建支援制度について、まず伺いたいと思います。概要をお願いします。

小澤防災局次長 この被災者生活再建支援金につきましては、阪神・淡路大震災を契機といたしまして、平成10年5月に成立した制度でございます。都道府県が拠出した基金と、国とで2分の1ずつ負担をいたしまして、大規模地震等により住宅被害があった被災者に対しまして、住宅の被害程度や再建方法に応じて支援金を支給するものでございます。

具体的には、住宅が全壊した場合には、基礎支援金として100万円の支給があります。合わせて、住宅を新たに建設や購入するという場合については、加算支援金がございます。200万円が支給されるというものでございます。1世帯当たりで最高300万円の支援金が支給されるという制度でございます。

支援金を支給することによりまして、住民の生活の再建を支援し、被災地の速やかな復興に資するということを目的とした制度でございます。

渡辺(英)委員 阪神・淡路大震災からということでした。昨日、凶らずも東日本大震災から8年ということで、改めて災害のすごさを思い起こしたところですが、近年、熊本地震などもありました。こうした大規模災害が発生しているわけですが、これまで全国の支援実績、また本県における支援実績等がありましたら、教えてもらいたいと思います。

小澤防災局次長 先ほどお話しさせていただきました平成10年からできた制度でございます。昨年度までにおきまして、国と基金と合わせて4,353億円の支給をしているところでございます。また、本県におきましては、この制度が適用になるような大規模災害が発生していないということでございまして、この支援金を

受けたという実績は今のところございません。

渡辺（英）委員 約4,350億円が支出されているということですが、この金額が多いのか少ないのかよくわかりませんが、本県で今年約3億7,000万円を拠出するということですが、全体の拠出金の概要と、本県が約3億7,000万円を出すというこの算定の根拠、これについて教えてもらいたいと思います。

小澤防災局次長 この基金につきましては、基金創設時より600億円の規模が必要とされており、熊本地震や西日本豪雨等への支払いも現在継続しております。平成31年度末の基金残高が約200億円になる見込みということで、今回総額で400億円追加拠出ということになったものでございます。

都道府県の拠出割合につきましては、まず拠出額の80%につきまして、各都道府県の直近の国勢調査に基づく、世帯割の按分ということになっております。残りの20%につきましては、都道府県の均等割による按分となっております。その結果として本県から拠出額が約3億6,800万円ということとなっております。

渡辺（英）委員 拠出額の算定の考え方はわかりました。あと、本県では今までこの災害の支援を受けていないということですが、大規模災害が発生した場合、住民の皆さん方がどのような手続きをしていけばこの支援金が支給されるのか、その辺について教えてもらいたいと思います。

小澤防災局次長 本県で大規模災害が発生した場合ですが、まず、市町村が行う住家の被害認定調査を受けていただくことになります。それを受けていただくことにより、罹災証明書の交付を受けられます。その後、その罹災証明書に住民票等を添付いたしまして、市町村に対して支援金支給申請書を提出していただくということになります。

申請書でございますけれども、県のほうで取りまとめを行いまして、支援金の支給事務を行います公益財団法人都道府県センターに送付をさせていただきます。その都道府県センターから直接被災世帯に支援金が支給されるというような流れとなっております。おおむね申請から2カ月程度かかるということでございます。

渡辺（英）委員 聞いていて、手続きが難しいような気がするね。

もう1点お聞きしたいんですけど、本県ではこの支援金を受けていないんですけど、5年前ですか、大雪害が発生したあのとき何でこの支援金が受けられなかったのか、ちょっと気になるんですが、その辺の経緯を教えてください。

小澤防災局次長 平成26年の2月の雪害でございますが、県内で全壊の世帯が19世帯ということで被害がございました。ただ、この被災者生活再建支援制度の該当になる基準でございますけれども、市町村で単純にいきますと10世帯以上の全壊、または都道府県でいきますと100世帯以上の全壊世帯があるということでございまして、平成26年2月の雪害のときには制度の対象にならなかったということでございます。

渡辺（英）委員 最後に伺いたいと思うんですが、この制度は総額300万円ということで、被災された方の次の生活再建のためには非常に有益な支援制度かと思うんです

けれども、今、申請して2カ月という時間が必要ですよ。だから、迅速に手続きが進むような体制づくり、それともう1点は、住民の皆さん方に対して、周知徹底だね。これをよくしていかないと、せっかく受けられるこの支援制度も受けられない状況が出てくるわけですから、そこら辺の取り組みをしっかりとしてもらいたいと思います。その考え方についてはいかがですか。

小澤防災局次長 まず体制ということでございますけれども、今までの多くの大規模災害でも、実際のところ、罹災証明の発行に非常に時間がかかってしまったというケースが、他の都道府県で多々ございます。それに合わせて先ほどお話しさせていただいた通り、手続きに2カ月以上かかるということがございまして、実際はかなり期間的にかかるというものでございます。

ただ、県といたしましては、まずは罹災証明の発行をスムーズにやっっていかなければいけないということがございます。そのため、県では昨年、市町村と合同で、その手続きがスムーズにいくよう、簡潔に認定ができるよう研修をいたしました。そういった研修については、今年度も継続して行っていきたいと思っております。

もう1つ、周知についてですけれども、この被災生活再建支援制度につきましては災害が起きてからの周知ということもございまして、やはり平時からの周知ということも非常に重要であります。我々として、防災安全センターを通じて普及啓発を行うとともに、県政出張講座等を含めまして、あらゆる機会を通じて、周知を図っていきたく思っております。

(一般会計歳入予算について)

白壁委員 総1、県税の1で、県民税の関係が前年度に比べて少し多目にふえているんだけど、この根拠というのはどこからくるんだろう。これは必ず減ってくるんじゃないかと思うんだけど。どうなんだろうね。この根拠は何だろう。これに関連してくると、繰り入れが出てないから、ここがいろいろテクニックでこうやってあるのかな。上限しか出てないから臨財債をどのぐらい使ったのかもちょっとわからないんだけど、どのくらい臨財債を見込んで、県税がこうやって増えていって、事業税は減らしている。この辺の根拠というのは、ちょっと相対的にテクニックだから、当初予算だからそういう形にしてあるのかな。根拠があるからこうやってると思うんだよね。ちょっとその辺をかいつまんでわかりやすく。

今井税務課長 県民税でございまして、個人県民税のほうが所得割の増加、給与所得等の伸びが見込まれることから、平成30年度の当初と比較しまして、13億円ほどふえると見込んでおりまして、県民税の増はそれによるところが大きいかなと思います。

一方、法人税につきましては、法人県民税、それから法人事業税のいずれも、最近の米中の貿易摩擦の影響などで大手の法人の業績見通しがちょっと固めになっていることから、若干減り気味に見込んでおります。以上でございます。

白壁委員 そうだろうね。法人税は間違いなく減るだろうから、そういうのを考えていけば、当然、法人税が減り、個人がふえるということで、それで差し引きするとこれだけふえて、4億円程度ふやして、事業税を減らして、地方消費税はもう10月に実施されるから、そうすると消費が落ち込んでくるから、その分を減らして、で、計画と合ってるのかな。今からの時代って多分、法人事業税とか法人税の関係は減ってくる。それに伴って個人の給与所得も減るんじや

ないかと思うんだよね。プラス消費税が10月上がると消費も減ってくると思うんだよね。

そうすると、今度は交付税がふえてくるのか、こう見ていったらそうでもないのかな。じゃあ臨財債で補うしかないのかな。でも、臨財債ってどのぐらい見込んでいるのかって、この中に出てこないからわからないんだよね。当初は上限額しか書かないから、でも、積算根拠の中には臨財債も見込んでいると思うんだわ。相対的にちょっと示してくれますか。これだけだとわかんないのよ。何でこうなるんだろうって。相対的に、今年はこういうことがあるとこうなると、そういうことが予測されるからこういうところがこうなってくるだろうと。繰り入れもまだわからない。当然、それは今からやることだから。状況によっては、米中貿易摩擦というか貿易戦争、覇権争いが終息するかもしれないよね。それによってはまた増えてくるのかもしれない。わからないけど。財政課長、お願いします。

宮崎財政課長

県税の見立てについては、ちょっと不確実な答弁になるかもしれませんが、今、委員がおっしゃるように、事業税についてマイナスを見込んでいまして、当然お勤めになっている方の所得に、影響が全くないわけではないと思いますけれども、事業収益とまたそのお勤めになっている方の個人の給与所得というのは、若干タイムラグがあるかなと思います。全体といたしまして、景気が回復基調にあるということで、個人県民税については増額を見込んでおるといような状況かと思えます。

総の4ページに、地方債について、臨時財政対策債の上限額を記載させていただいてございます。例年、夏の交付税の決定と合わせまして、臨財債の詳細が決定いたしますけれども、我が県においては、国から配分を受けました発行可能額全てを発行している状況でございます。恐らくこの臨財債も大きくぶれはせず、この規模で発行するというような形になっています。

全体像というお話だと思いますけれども、まず今回、骨格予算として編成をさせていただいて、歳出歳入規模共に昨年度と比べると200億円程度少ないという状況でございます。じゃあ、その少ない部分をどこで調整しているのかというお話でございますけれども、県税については、1年間で入ってくる税収の見込みを全て計上してございます。今後見込まれる補正等の財源については、地方交付税、こちらについて若干の留保をさせていただいているということと、国庫支出金、あるいは県債につきましても、公共事業費について8割分のみを計上してございますので、それについて今後6月補正に向けまして国庫支出金、あるいは県債、交付税、こういったもので歳入もふえていって、歳出の増に対応していくということかと思えます。

以上でございます。

白壁委員

そういうことだろうね。調整をかけておいて、交付税の決定を見てから、それが何割分か減らしておくことと、繰り入れはできるしね。そういったものを考えていって、だけど、大変厳しい時代に入ってくると思う。今、どこの企業もそうなんだけど、株主に還元しようということで、すごくやってるのね。特にうちのほうの大きなところもそうで、内部留保というお金があって、その内部留保をしているところで利益が下がるだろう、だけど約束してるからその分は株主に還元する。そうすると内部留保のお金が減ってくる。で、今度は株価が下がってくる。そうすると含み益が減る。ということで、だんだんだんだん投資的なものができなくなってくる。で、現状はもう30数%収入が減る見込み。それによって正社員以外のパート社員の整理を今、始めている。

そうなってくると、さてきて、そこまでの個人所得が見込めるのかなというところもあるから、そういったところをしっかりと、情報を確保しながらやっていっていただかないと。あとあと、今度は補正でぐんぐん下がったんじゃ、20%ぐらいの余裕はすぐ吹っ飛んじゃうぞ。今、財調もあるといったって、山梨県の財調って、ほんの少しだから、何かあってそこへ投入したら、次にまた別途留保した、積み立てたといっても、積み立てないんだもんね、今回だって。ということは、だんだんだんだん厳しい方向に行ってしまうんで、そういった情報をしっかり持って、次の方針、方向に持って行ってもらいたい。大変厳しい、硬直した財政だから。そうして経費が二、三%しか来ないもんね。だから、そういうところもしっかり気をつけていっていただきたいなということで、質問させていただきました。財政課長をお願いします。

宮崎財政課長 先ほど白壁委員がおっしゃられた、個人住民税の伸びについて、若干懸念が
おありになるという部分については、今回平成30年度の2月補正で最終的に
税収について調整を行ったように、最終的な姿に合わせていく必要がございます。
そこで景気回復に伴って増になれば当然いいわけでございますけれども、
減となって一般財源の不足が生じた場合には、委員ご指摘の通り、例えば基金
の取り崩しなどで財源対策をしなければならないわけでございます。そういった
外部的な要因も含めて、しっかりと注視しながら財政運営を行っていきたい
と考えてございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 28 号 平成31年度山梨県災害救助基金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 31 号 平成31年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 32 号 平成31年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 33 号 平成31年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 37 号 平成31年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 51 号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第4条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 54 号 平成30年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算

質疑 なし
討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 55 号 平成30年度山梨県県税証紙特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 56 号 平成30年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 59 号 平成30年度山梨県公債管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第30-9号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求めることについて

意見

渡辺（淳）副委員長 本請願の採否について、留保の立場から意見を申し上げます。

少子高齢化が進む中、特に少子化対策は喫緊の課題であります。今後、幼児教育・保育の無償化や高等教育無償化などが実施される予定と伺っております。また、これからの少子化対策を実現するためには、安定的な財源が必要であり、消費税増税分の一部が充てられるということでございます。これら少子化対策は、日本の将来のため、全国民が広く薄く負担していく必要があるものの、一方で、逆進性となる消費税がよいのかとする意見もあります。

このような中、現在、国会においては、幼児教育・保育の無償化、逆進性の

緩和、増税による景気の冷え込み等の対策を講じているため、具体的な施策として消費者へのポイント還元、低所得者・子育て世代向けのプレミアム付商品券等の審議を行っているところであり、国の状況を注視する必要があると考えます。したがって、現時点で、本請願は採否を留保すべきものと考えます。
以上です。

討論 なし

採決 全員一致で採否を留保すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(行政文書の管理について)

飯島委員 今、ご存じのとおり国会が開かれていまして、そこでいろんなことが議論されているわけですが、ご存じのとおり、統計関係のずさんさというのが指摘されています。もう3年越しになるかと思いますが、振り返ると、森友・加計問題や、国連平和維持活動PKOの日報問題など、公文書の改ざんや隠蔽、廃棄、そういう管理がずさん、無責任という、皆さんご存知の通りマスコミでも報道されています。では、本県はどうなんだろうと、こう思うのは私だけじゃないと思います。

まずは、本県の公文書についてはどのような管理をしているのか、お伺いしたいと思います。

石原行政経営管理課長 ただ今の御質問にお答えいたします。

本県におきましては、執行機関ごとに行政文書の管理に関する規定を分けております。知事部局におきましては平成18年に行政文書管理規程を制定いたしまして、行政文書の管理に関する必要な事項を定めております。これについては県の機関や職員に対しまして、適切な行政文書の管理を命じておるところでございます。

行政文書管理規程におきましては、文書の管理体制を明確にしているとともに、事務・事業にかかる意思決定に当たりましては、必ず行政文書を作成して行ってくださいということなど、適正な文書管理について、必要な事項を織り込んで定めております。

また、本県におきましては、総合的行政文書管理システムを導入いたしまして、文書の作成から起案・決裁・保存・廃棄に至るまで、電子的に管理をしており、適正な管理が行われているものと考えております。

飯島委員 執行機関ごとに管理規程があって定めていると、要約するとそういうお答えがありました。ただ、国にしても、そういう規定はあるかと思いますが。こういう事件が起きているということを見ると、管理システムがあるということも理解できましたけど、それが適正に作成されていて、適正に管理されているということは、わからないですよね。その担保はどういうふうにするんですか。今、おっしゃったように、執行機関ごとに管理規程もあって定めもあるとわかりました。ただ、国においてもそういうことがあったので、管理規程はしっかりしてるけど、ひょっとしたら改ざんされたり、隠蔽されたりしてるのかなと

いう疑問を思うのは自然だと思います。

それが今、本当に大丈夫なのか、どういうふうにチェックしているのか、そういうことはどのように決まりがあるのか、お伺いしたいと思います。

石原行政経営管理課長 先ほど総合的行政文書管理システムを導入していると申しあげましたけれども、これは決裁を私たちが行う際、電子上で起案を回して、その電子上で決裁を受けると。この決裁率というのは、私どもでは非常に高くなっておりまして、文書全体のうち88%が電子決裁で決裁を受けているような状況でございます。このように文書を電子で管理しておりますので、そこでその文書を引き出して隠蔽とか改ざんということはないものと考えております。

飯島委員 システム的にガードがかかっていて勝手に変えられないと、こういう答弁だと思うんですが、そもそも、例えば、きょうの総務委員会の議事録をつくりますよね。総務委員会が行われてこういう意見が出たという議事録をつくりました、でも、その議事録が本当に実際と合っているのか、改ざんする前のもととそれが合っているかどうかというのは、どうやってチェックするんですか。

石原行政経営管理課長 先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、私どもでは、行政文書管理規程というものを設けておりまして、これは、所属は所掌する事務事業にかかる意思決定に当たりましては、必ず行政文書を作成して行うことという決めがあります。これに基づきまして、庁議や審議会等をはじめとする公的な会議の議事録などにつきましては、所管する所属におきまして、行政文書として適切に作成され、保管されているものと考えております。

飯島委員 丁寧に回答いただいているんですが、私の理解だと、先ほどの執行機関ごとにあると。だから、総務委員会も執行機関が責任を持って書いて、内容も責任を持つという、そういうことですね。わかりました。

そうすると、私の立場でいくと、もちろん本会議、それから委員会では、議事録が紙ベースでも出ますよね。例えば、そうではない、全員協議会とか執行部説明会、我々に招集がかかって説明があるじゃないですか、これは議長が責任を持っているのかもしれませんが、そういった議事録を欲しいと言ったときに、それも自然に、本会議や委員会と同じように、議事録を私は作るものだというふうに思っているんですけど、そういう理解でいいんですか。本会議とか委員会と同じように、全員協議会あるいは執行部説明会の議事録も、自然に出てくるといえるか、テープ起こしなどに時間はかかるかもしれませんが、つくることになっているという理解でいいんですか。

高野議会事務局次長 飯島委員の御質問にお答えいたします。

まず、本会議の会議録につきましては、山梨県議会会議規則がございまして、この中の124条から127条に、また、山梨県議会委員会条例では、条例上は記録ということで、委員会記録、これは議事録になるかと思っておりますけれども、これにつきましては、委員会条例第27条で定められています。議事録の調製、作成が定められているということです。

今、御指摘のありました、全員協議会または執行部説明会、こういったものにつきましては、例えば執行部説明会につきましては、議員各位への事前説明的な会議ですので、昨年9月議会で、委員からも御指摘があったところなんですけれども、特に記録として今年度、これについては残しております。

ただ、それはシステムチックに、できたから提供しますというような形でな

くて、必要な折に事務局のほうにお声がけいただければありがたいと考えております。

飯島委員

御説明を受けて、本会議と委員会はそういう規則や条例があって、その条項があると。ただ、私が伺った全員協議会とか執行部説明会はないと、こういうことですよね。私は、これはおかしいと思います。今ないのであれば、やっぱりそれは、我々議員が招集されて、公的な意見で、内容はともかく、議員が集められてそういう話をしているわけですね。やっぱり私は、それは公的な会議だというふうに認識しますので、今、そういうものがないのであれば、早急に私はしてもらいたいというふうに要求します。

それで、あともう1つ最後ですけど、人事異動もあって入れかわりますから、そういう文書の申し送り、こういう文書があって、こういう管理をしてくださいということは、やっぱりあるうかと思いますが、どういうふうになっているんでしょう。

石原行政経営管理課長 事務引き継ぎ書等につきましては、私どもでは、次へ仕事を適切に引き継いでいくということを大変重要視しておりますので、庁内のグループウェアを通して、書類の整理などと合わせまして、全職員に周知するようにしてまいりますと考えております。

飯島委員

これは本当に大事だと思いますよ。やっぱり委員が出るこういう会議というのはお茶飲み話じゃないですから、県民にも知らせる必要があると思うし、ホームページに載せる、載せないとはまた違う議論なんですけど、やっぱり公的文書だから、本会議あるいは委員会と同じように、全員協議会、執行部説明会というのはつくるべきですよ。先ほどの説明だと、つくってくれといたらつくるというこういう感覚なんですよね、私の感覚だと。そういう答弁に聞こえたんですが。そうじゃなくても、つくるものだと。で、問い合わせしたらできてますよとかね、ちょっとテープ起こしが間に合わなくて、ちょっと待ってくださいとか、こういう回答じゃいいんですけど、つくってと言われてつくるというのは、これはおかしいと思います。これは要望します。この辺を改革していただきたいと要望して終わります。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

総務委員長 水岸 富美男